

日 付	令和4年3月7日
担当所属	山梨県教育庁 高校教育課
担当者名	高鳥 亮太
連絡先	055-223-1763 (内線 8344)

## 令和3年度第3回山梨県立学校いじめ問題対策委員会の開催について

令和3年度 第3回山梨県立学校いじめ問題対策委員会を以下のとおり開催します。

- 1 日 時 令和4年3月15日(火) 午後2時から
- 2 場 所 山梨県防災新館4階 409会議室
- 3 参加者 大学教授, 県立高等学校長協会代表, スクールカウンセラー, 弁護士,  
スクールソーシャルワーカー, 関係行政機関職員
- 4 次 第
  - (1) はじめの言葉
  - (2) 県教育委員会あいさつ
  - (3) 会長あいさつ
  - (4) 協議
    - i ①令和3年度第3回「いじめに関する実態調査」の状況 A(概要)について
    - ②令和3年度第3回「いじめに関する実態調査」の状況 B(詳細)について
    - ii いじめ防止等に関する各機関や団体との連携について
    - iii その他
  - (5) 諸連絡
  - (6) おわりの言葉

\*取材は, 上記4 (4) i ①まで可能。

- 5 経 緯

平成25年9月28日, 「いじめ防止対策推進法」施行。

平成26年3月25日, 「いじめ防止対策推進法」第12条第1項の規定に基づき「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」策定。

当該方針において, いじめ防止等に関係する機関及び団体が連携を図るため, 条例に基づき教育委員会の附属機関の「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」を設置することを明記。

平成26年4月1日, 「山梨県いじめ防止対策推進法施行条例」施行。

上記条例に基づき, いじめに対峙するための県の組織として「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」を設置。

令和3年度は7月27日(火)に第1回を, 12月14日(火)に第2回を実施。

なお, 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために, マスク着用・手洗い消毒の徹底及び会議室前に消毒用エタノール設置, 換気等の対策を講じて実施します。